三　次のイ及びロに掲げる額（施行規則第十四条第二号イに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額

イ　法第百九条第二項の原価が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額

ロ　施行規則第四十条の五の規定により総務大臣に提出する第一号基礎的電気通信役務収支表（以下「第一号基礎的電気通信役務収支表」という。）の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額

四　次のイ及びロに掲げる額（施行規則第十四条第二号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額

イ　法第百九条第二項の原価が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額

ロ　第一号基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額

［削る］

ハ　次の(1)及び(2)に掲げる額（施行規則第十四条第二号イに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額

(1)　第一号基礎的電気通信役務原価（一）が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額

(2)　施行規則第四十条の五の規定により総務大臣に提出する第一号基礎的電気通信役務収支表（以下「第一号基礎的電気通信役務収支表」という。）の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額

ニ　次の(1)及び(2)に掲げる額（施行規則第十四条第二号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額

(1)　第一号基礎的電気通信役務原価（一）が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額

(2)　第一号基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額

［削る］

に係るものに限る。）が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

四　［同上］

イ　法第百九条第二項の原価が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

ロ　施行規則第四十条の五の規定により総務大臣に提出する第一号基礎的電気通信役務収支表（以下「第一号基礎的電気通信役務収支表」という。）の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

五　［同上］

イ　法第百九条第二項の原価が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

ロ　第一号基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

六　次のイ及びロに掲げる額（施行規則第十四条第二号ハに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係る方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

ニ　［同上］

ホ　次の(1)及び(2)に掲げる額（施行規則第十四条第二号ハに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額

(1)　第一号基礎的電気通信役務原価（一）が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

(2)　施行規則第四十条の五の規定により総務大臣に提出する第一号基礎的電気通信役務収支表（以下「第一号基礎的電気通信役務収支表」という。）の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

ヘ　次の(1)及び(2)に掲げる額（施行規則第十四条第二号ハに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額

(1)　第一号基礎的電気通信役務原価（一）が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額